

2016年9月21日

東京都情報公開・個人情報保護審議会 御中

## 東京都情報公開条例の解釈見直しに関する意見

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス  
理事長 三木 由希子

当法人は、市民の知る権利の擁護と確立を目指して活動する特定非営利活動法人です。東京都情報公開・個人情報保護審議会で過去2回検討されている、情報公開条例の運用見直しにより条例18条1項を適用して訴訟記録などを情報公開請求の対象外とすることについて、以下の通り意見を申し述べます。

また、非常に重要な解釈見直しの検討を行っており、広く意見聴取及びヒアリングの機会を設けるべきと考えますので、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

### <意見1>

訴訟記録について、情報公開条例18条1項を適用させて情報公開請求の対象としないことすることは、恣意的条例解釈であり、都政の説明責任を著しく後退させるものであり反対であり、従来通り、情報公開請求の対象とするべきである。

### <理由>

1. 東京都は情報公開条例の解釈運用で民事訴訟、行政訴訟の訴訟記録について条例18条1項を適用せず、情報公開請求の対象としてきている。これは私人間の民事訴訟とは異なり、東京都を当事者とする訴訟記録が、都政の説明責任を果たすために必要なものとして、取り扱われてきていることを意味し、民事訴訟法の定める閲覧制度を理由に、新たに条例18条1項の適用を検討しているのは、明らかに都政に関する説明責任の放棄である。しかも、民訴法の閲覧規定について何ら制度変更、解釈変更が行われていないにもかかわらず、条例18条1項の規定の解釈変更により情報公開請求の対象から除外をすることは、恣意的な条例の解釈変更であり、条例の規定及び解釈運用の透明性、公正性から逸脱している。極めて恣意的な解釈変更である。
2. 東京都を当事者とする訴訟には多様な形態があり、中には直ちに公開できない

部分があることは否定しないが、都政に係る情報はすべてについて同様のことが言える。そのため、情報公開条例は、公開・非公開にかかわらず、請求対象範囲は都政に関する説明責任をまっとうするために必要な範囲を規定しており、例外的に非公開とできる規定を定めている。公開・非公開の判断は、原則公開を前提に、情報の内容・性質、状態によって個別にされるべきものであり、非公開の判断は最終的には裁判所の判断にゆだねられることになる。東京都を当事者とする訴訟記録も同様に扱われるべきである。公的機関を当事者とする訴訟記録については、判例・答申ともに判断が分かれているところであるが、留意すべきは、都として意図しない公開がなされないよう、公開請求できる範囲を解釈によって変化させることは、司法の役割を軽視し行政の判断を絶対的なものとして位置づけることに他ならず、基本的な法秩序からも逸脱している。

3. 民事訴訟法という訴訟記録とは、裁判所において編纂された保有されている記録であり、民訴法はこれについての閲覧等を規定しているものである。これらについてはそのため、東京都が保有している訴訟記録を対象としたものではないことは明らかであり、加えて、都が保有する訴訟記録には、裁判所に提出した各種書面だけでなく、訴訟遂行に必要なさまざまな内部文書や関係文書を含むものといえる。現在、審議会で議論がされている「訴訟記録」の範囲が何を指しているのかが明らかでないが、東京都としての説明責任を果たすためには、都として編纂、管理している「訴訟記録」を情報公開請求対象とすることで、民訴法の規定とは別に情報公開の機会を保障することが必要である。
4. 民事訴訟法は訴訟記録の閲覧について、事件番号を提示することを基本としている。そのため、訴訟当事者や事件番号を知りうる者からの閲覧請求という事実上の制約があると理解されるべきである。裁判所において東京都を当事者とした訴訟記録も同様に扱われるため、条例18条1項を適用して請求対象外とした場合、事件番号を明らかにしなければ、住民訴訟や情報公開訴訟のようなケースも含めて、判決を含む訴訟記録へのアクセスを事実上遮断することになる。そのため、そもそも一律に条例の適用から除外することは、都政に対する都民の不信感を増長するだけである。
5. これまで、各地の情報公開条例で訴訟記録を請求対象外とする規定を設けているもの、あるいは運用で適用除外としている例は承知しておらず、東京都が条例の解釈変更によってそれを行うことは、東京都のみならず自治体における情報公開制度の運用に与える影響は大きいと言わざるを得ない。すでに、訴訟記録の情報公開制度上の扱いについては請求対象とすることで解釈運用は定着しており、それを覆すような解釈変更は、少なくとも慎重でかつ開かれた議論と合意形成が必要であり、それなしの変更は手続的にも妥当性を欠くものと言わざるを得ない。

## <意見 2>

不動産登記簿と同一内容の情報、住民票、印鑑証明書等を、情報公開条例 18 条 1 項を適用させて情報公開請求の対象としないことすることは、恣意的条例解釈であり、従来通り、情報公開請求の対象とするべきである。

## <理由>

不動産登記簿とその付属文書、住民票、印鑑証明書等について、個別にその写しの交付制度が存在していることは事実である。しかしこれらはいくまでも、不動産登記簿や住民基本台帳、印鑑証明を登録、管理、維持を所管する機関による、公証制度としての写しの交付制度として運用されているものであり、その観点から個別の法令等において写しの交付を定めているものである。一方、東京都が保有するこれらの情報は、公証制度として交付された写しについて、都の事務事業を遂行する観点から保有しているものである。東京都の事務事業の必要性から取得されているものである以上は、情報公開請求を受けての写しの交付は公証を目的としたものではなく、都としての事務事業に関する説明責任を果たすうえでの文書の一部を構成するものである。したがって、都が保有する情報を、不動産登記簿とその付属文書、住民票、印鑑証明書等の交付制度と同列に扱うことが不適切であることは言うまでもない。

そのため、情報公開条例を適用したうえで、条例に規定する不開示事由の該当性を個別に判断すべきものであり、条例 18 条 1 項を適用して開示請求権の適用から除外することは、恣意的な解釈の変更であり、不動産登記簿とその付属文書、住民票、印鑑証明書等の交付制度の趣旨からの逸脱も甚だしいものを言わざるを得ない。

以上のことから、現在貴審議会で検討されている条例 18 条 1 項の対象とする範囲を解釈の変更には反対であり、慎重かつ良識ある検討と結論を求める。

### ◆連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス  
〒160-0008 東京都新宿区三栄町 16-4 芝本マンション 403  
TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944  
E-Mail icj@clearing-house.org